

子どもの権利条約



題字イラスト／土田義晴

〔目次〕

- 代々木公園で条約の授業
「一人で頑張らず、寄り掛かって」……1
- 条約発効と政府の動き
子どもの「かけこみ寺」登場?……3
- 動き出した子どもたち
東京・ディサイド／大阪・子どもの
権利条約実行委員会……4～5
- 子どもの権利委員会
第6会期報告……5～6
- ベラルーシ共和国
「子どもの権利法」……7
- 第4回総会報告……7～8

代々木公園で条約の授業!

ネットワーク5・5子ども企画

子どもにとって権利条約ってなんだ

五月五日、連日の雨で当日の天気を気にしていた私たちは胸をなで下ろし、代々木公園に立っていた。そう、晴れであった。

しかし、こどもの日、つまりネットワークのイベントの日になぜ公園にいて、天気を気にしていたのだろうか。それもそのはず、今年はこので集会を行なったのである。そもそも、これは私たち子どもが企画をたてることになったときにすでに少しずつ案が出ていたもので、なぜ公園か、と言えば、まず会場を使うとなると権利条約をまったく知らない人、もしくは少し興味があってもそこまで行っていないと座っているのはちょっと、という人には、行きにくい場所になってしまう。だから今回は、条約をまったく知らない人でも恐れずに、面白そうだなと思えば立ち止まって聞いて、面白くないと思えば気軽に立ち去れる場所を考えたら、それが公園だったのだ。なかなか画期的なアイデアだったのだが、雨になってしまつと、ひとたまりもなかった。その不安が最後まで私たちを襲い続けたのだ。

そして、その集会の内容としては、条約を知らない人にははじめからわか

りやすく、知っている人にはもう一度おさらいのようなものにしようということになった。そのため、条約の歴史、おもな条文を紹介することにした。条文は、いま日本で一番子どもたちに必要と思われる三一条の休息や余暇をとる権利や、意見表明権などを中心に話していった。

その後、参加者をいくつかのグループに分けて、条約について思うこと、子どもの頃こんな体験をしたなど、自由にディスカッションをしてみもらった。私もいくつかまわって聞いてみたが、自分の意見に他人がダイレクトに反応するというディスカッションは、参加者の条約に対する考え方に、より深く磨きをかけることを知った。

最後に、私がとても嬉しかったのは集会のあいだ、何をやっているんだらうと通りすがりの人々が立ち止まっ

一人で頑張らず、寄り掛かって

パネルディスカッションで子どもから注文

「子どもの意見表明、参加をどうすすめるか」をテーマに、批准後の具体

的な活動をめぐってさまざまな立場からの発言を求めたパート2。条約に寄



くれたことだった。たった少しでも、こういう条約があるということを知っていれば、何かのきっかけにそれが興味や関心につながって、そしてまた動きにつながって行くのではないかと思う。それまで私たちの運動は続く。

(和田洋子)

せる期待の薄い十代が、権利を使って学校での人間関係や親子関係を変えよう、社会を動かそう、と意識を転換することはできるのか。条約を活かす上で、政府、自治体、教育現場、家庭の役割もさることながら、主役である子どもたちの意志が欠かせないことを、ネットワーク代表の喜多明人さんが問題提起の中であらためて述べた。

子どもを代表してパネラーに立った林大介さん（実は十八歳）は、都立成瀬高校生徒会OBらと学習サークル「ディサイド」を結成。子どもが社会問題について討論、意見発表する場の少なさを感じている。学歴社会、管理教育という背景を挙げ、「子どもの意

子どもの意見表明・参加をどう進めるか

主催 子どもの権利委員会 パート7-7



見表明を進めるには、まずおとなの権利が活かされるよう見直し、環境を整えるべき」「おとなから社会を変え、子どもと助け合うことにより、権利がめばえ、認められてくると思う」と述べた。

続いて、子ども劇場の中田朋子さんが親の立場から「同じ土台に立ち、一つのことについて対等に話し合うのが『意見表明』。実行のためにはおとなの側が問われる」と実感を語った。子どもには自身のことを決める能力がなく、その意見はわがままに過ぎないとして、ことごとくにルールを引いてしまう親。親子の対話を避け、学校に子どもをゆだねきっている親が「校則や体罰を支えている」と中田さん。「子どもは、親や先生の言うとおりにやっていたら、考えずにすみ、責任も問われないという体験を積み重ねている」。責任をとるもなう真の参加、意見表明を求めて、親同士や子どもとの話し合いの場をもっと持たせたいと話した。

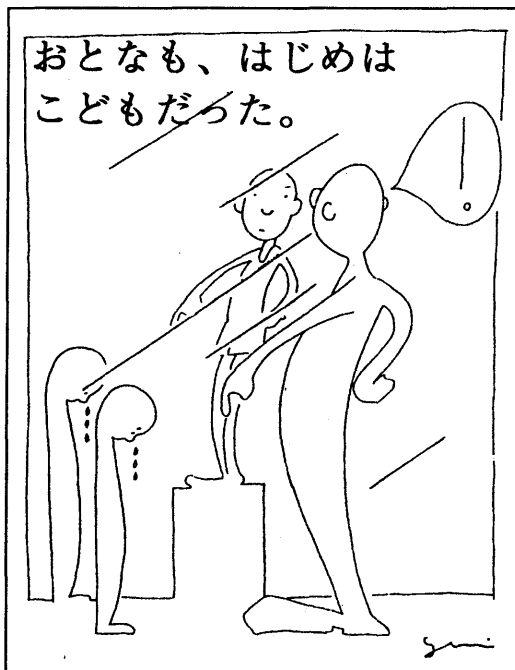
学校現場からは、神奈川県立横須賀高校教諭の佐藤さんが「条約のほとんどが学校の中で語られる、その比重のあり方が日本社会のいびつさだ」と、地域や家庭の役割の見直しを求めた。呼びかけても子どもの参加がない、継続しないという悩みを抱えながら、「我々が望むようなかたちで」何かやってくれることを求めている」と自戒。行事の計画や授業で「共同作業」を工夫したり、子どもと教員の信頼関係を

築くため情報公開を進め、同じ情報をもって対等に話せるようにしたいと話した。

最後のパネラーは読売新聞八王子支局の沖川和さん。同紙多摩版の子どものページ「YOUNG 塾」で「塾長」を務める。子どもたちは新聞を読まず、自分から文章を書かないが、紙面でテーマを投げかけて声を引き出すと、「どうせ聞いてもらえない、と胸に秘めていることはいっぱいある」。マスコミには子どもの社会参加のために①事実をつかむきっかけ②問題提起や意見交換の場③行動をおこすための情報が提供できるとした上で、「そうした紙面を作っても読まれていない現実」「あらゆる情報を子どもにもわかるよう伝える難しさ」、さらに「記者の中に、子どもの言動だからと低く見る目がある」ことを課題として指摘した。

フロアからは「意見表明権が認められていることを、家庭での対話から教えた」「悪徳政治家や暴力教師を設定して反論ディベートをしてみても」「個人情報や安易に出さないことも子どもを守ること」などの発言があった。テーマについてはもう一つ具体的なところまで踏み込めない印象だったが、討論の後、ディサイドの林さんが「子どものための条約と特別扱いしないほしい。同じ権利を持っているのに、親のおごりや、へんな責任感を感じる」と一言。パート1「権利条約の授業」を企画、実行したメンバーも「私たちは未熟かもしれないけど、パートナーとして扱ってくださって結構です。一人で頑張りず、寄り掛かって」（玉井夕海さん）などと発言。喜多さんが「今日ここに集まっている十代は奇跡」と例えたが、この日彼らの声に目を開かれ、元気を分けてもらったおとなこそラッキーだった。

（佐々木道子）



条約発効と政府の動き

子どもの権利条約は、四月一九日の国会承認後同月二三日（日本時間二三日）に国連事務総長に寄託され、批准された。日本は、一五八番目の批准国となった。そして三〇日後の五月二二日発効した。この条約については、一九八九年十二月の国会で中山外相（当時）が批准を約束して以来実に一〇回目の国会での承認であった。一九九二年三月に日本政府が批准承認案を閣議決定してから二年以上もたつ。日本での批准はたいへん喜ばしいことではあるが、国際社会の中で一五八番目と遅れをとったこともあり、喜んでばかりはいられないといえる。

今回の「条約批准」では、結局のところ九二年三月に自民党政府が提出した国会承認案件の繰での批准承認となった。つまり名称は「児童の権利に関する条約」であり、この批准によって何ら新たな立法・予算措置はとられず、一カ所の留保・二カ所の解釈宣言も当初のまま行なわれた。

子どもの「かけこみ寺」登場？

この条約批准に際して注目されるのは、各省庁の動きである。

法務省は都道府県単位での「子どもの人権専門委員」の設置を決め、子どもの人権相談所の開設、子どもの人権問題アンケート調査の実施、子ども座談会の開催などを計画している。この専門委員制度は、将来、体罰やいじめなどについての子どもの「かけこみ寺」になることが期待される。

厚生省は、子ども虐待の救済・予防

のために「児童福祉アドボケート」の設置を決め、一九九四年度には、子育て支援充実の一環として人口百万人以上の一〇都市に設ける構想を打ち出している。

外務省は、広報活動に重点を置き、政府広報誌やテレビなどでPRするほか、条約の訳文をのせたポスター形式のリーフレットを作成した。教室に張り出すポスター部分のタイトルは「児童の権利に関する条約（こどものけん

りじょうやく）」と併記されており、条文の紹介が6項目、その下に三行の文章が続いている。条約名称以外は「権利」という言葉がまったく使われ

文部省は「学校防衛」？

文部省は、条約発効を二日後に控えた五月二〇日、坂元弘直文部事務次官名で「児童の権利に関する条約」について」という通知を各都道府県教委、知事、関係教育機関の長宛に出した。

この通知で文部省は、条約が憲法、教育基本法、国際人権規約等と「軌を一にするものであり」、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はない」とするなど、条約批准によって何ら教育政策や学校のあり方について変更がないことを示した。

けつきよく文部省としては何もしない、ということであり、学校側からみれば何も変える必要がないということ。安堵した学校も多いのでは

ておらず、そのかわりに「大人も子どもも、地球に住む仲間として、まわりの人たちのことを考え、道徳を守る必要があります。」（傍点筆者）とある。

ないか、と思う。

とくにこの通知は、条約で奨励されている子ども・生徒の権利行使に対して「歯止め」をかけることがねらいの一つであったようだ。毎日新聞五月二〇日付では、「文部省が学校防衛の通知」の見出しで、「子供の権利主張から学校を防衛する姿勢を示している。」と書かれている。

（喜多明人）

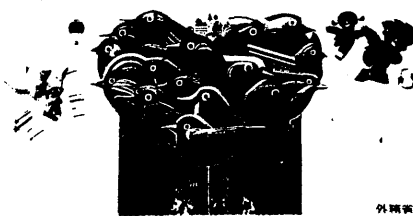
世界中の子どもたちの幸せのために

児童の権利に関する条約 (こどものけんりじょうやく)

- ① すべての子どもが差別なく大切にされる世界
- ② すべての子どもが自由に考え、自由に意見を述べ、自由に生きる世界
- ③ 子どもが立場から両方とも良いことを考えられる世界
- ④ 子どもが能力の個性を最大限に発揮できる世界
- ⑤ 本物の道徳にある子どもたちに良い手がさしのべられる世界

⑥ すべての子どもが遊び、学び、育っていくことができる世界

この条約は、国連の加盟国が、子どもの権利を保障し、その実現のために努力することを約束しています。また、加盟国の政府は、この条約を国内法として実施し、子どもの権利を保障する責任を負います。



外務省

動き出した子どもたち。

条約批准を契機として

四月二日、子どもの権利条約が日本で批准されたことを契機に、各地で子ども・十代が行動を開始してきている。北海道では、五月二日、札幌のフリースクール「さとぼろ」に通う子どもたちが中心となり「子どもの権利条約を広める十代の会」(代表・吉住和倫)が結成され、アンケート調査活動が始めている。(北海道新聞94年5月5日付)また、名古屋でも「十代の会」を結成する動きがある。

東京では代々木公園集会(一面)のほか、生徒会活動が活発。昨年、都立成瀬高校生徒会が冊子を作り条約の普及活動を行なった。都立小金井北高校でも生徒会有志が条約批准と国内法改正の国会請願、都・市議会請願に取り組んだ(「PTA研究」243号、4頁)。とくに成瀬高校の生徒会活動から発展して、卒業生を中心に六月三日「ディサイド」が結成された(読売新聞第3多摩版94年4月27日付・下段参照)。またネットワークやユースエンディングハンガーにかかわってきた若者たちが中心となり、子どもの意見を政治に反映させるべく政策提言できる団体づくりをめざして連続学習講座が開催されている。

「ディサイド」紹介

民主主義とは、いかなる社会的な拘束や差別も受けずに民衆が主人公になって社会やその現行の統治システムである国家を作ることです。そこには自由や平等があり、基本的人権の尊重があります。しかし民主主義国家であるはずの日本は、現在、競争社会や学歴社会といった枠組みに縛られ、人々は画一化し、創られた社会の中で安穏と生きています。これでは社会の主人公であるはずの民衆が社会を創ることはできません。

より良い社会を創るには、我々民衆が自分たちこそ社会の主人公であると自覚しなければなりません。このような考えを基に、この度私たち東京都町田市内の若者(高校生、大学生)が中心となり、自分たちの社会について学習するサークル「ディサイド」を結成しました。これからの社会の主人公として、自分たちがなすべきことの基礎となるものを身につけることを目的に、人文科学、社会科学、自然科学などのわたしたちの社会に関するあらゆる分野について学習し、ディスカッションやディベートなどで討論をすることによって自己認識を深めていきたいと考えています。

「ディサイド」の名には、反対(disside)意見を通して今までとは違う観点から物事を考え、何にも束縛されずに自分の自由意志によって討論することを決意する(decide)、という意味を込めました。

「ディサイド」では、わたしたちを取り巻く社会について考えたい方、様々な人の考えを知りたい方、討論をしたい方を募っています。興味のわいた方は是非ご連絡ください。

1994年6月 「ディサイド」代表 林大介

連絡先 「ディサイド」代表

林 大介

東京都町田市本町田1552-43

〒194 TEL 0427(28)7455

「ディサイド」事務担当

河村 直

東京都町田市成瀬1152-2-17-106

〒194 TEL 0427(26)4957

埼玉では、県立川越高校の生徒会執行部が全員で条約の学習を進め、九四年度の生徒手帳に八百分をさいて条約文を載せた。「中学までの手帳などは、決まりばかりで、大人の武器のよう。自分たちのための手帳を作った」とい

う(埼玉新聞94年5月25日付)。大阪では、四月に府立北野高校等の生徒が中心となって「子どもの権利条約大学習会」(次頁)が開かれた。また昨年夏に「丸刈り廃止」の訴えを赤松文相に出した中学生グループJHC

(Junior High school Community)が例会を続けて「学校に不満を持っている中学生」の結集を呼びかけている(『アニメージュ』94年7月号)。ネットワークでは今後、こうした子ども、十代の動きをニュースレターに紹介し、子どもも参加・権利行使の情報ネットワークを作っていきたいと思えます。ぜひ各地の子どもの動きをこー報下さい。(喜多明人)

4月24日

『子どもの権利条約大学習会』開かる

大阪・子どもの 権利条約実行委員会

我々の実行委員会は二月二〇日に結成されました。実行委員の中から大阪府立高校の各校一名ずつで実行委員の中心となる事務局を作りました。まず事務局で会議を行ない、何を行なうかを決めます。それを実行委員で話し合い、決定していきます。四月二十四日には、子どもの権利条約の『大学習会』を開きました。その経過を述べます。

三月二日に府立高校・東支部会議へ

実行委員長が協力の申し入れをしました。場所は座大高校、講師は大阪教文センター事務局長の野名龍二先生に決定。三月二日には七八カ国の大使館あて子どもの権利条約のアンケートを発送しました。その後城北地域の高校の生徒会やマスコミ、〇社への案内文発送。四月二日の企画・スケジュールの打ち合わせの際ロックバンドの参加が決まりました。講演会のタイトルは「ぼくらと高校生活―ほんとうに学ぶべき事は―」と決まり、サンケイ新聞、赤旗より取材があり、四月二四日サンケイ新聞夕刊に掲載されました。

四月二四日当日は大学学習会になりました。この間、何度も実行委員会を行ない、作業やビラ配りをしました。作業は夜の一時近くまで行なった時もあり、ビラ配りも、あちらこちらの学校の校門で配りました。高校生だけでなく、たくさん先生の先生達に手伝ってもらいました。実行委員の中でも始めは顔も見えない者同士が集まっていたので、思うように討論や作業ができませんでしたが、しだいに結束力が固まり、楽しい会話をしながら討論や作業をするようになりました。どんなに夜遅くなっても全員が作業がすむまで帰ろうとはしませんでした。

これからも頑張りますので協力をお願いします。最後に、いま、大学習会の報告集を作っていますので、できたら読んでもらいたいと思います。

子どもの権利委員会 第6会期(94.4月)報告会

子どもの権利委員会第六会期は、年二回の通常会期ではこなしきれないほどの政府報告が提出されているという実態を考慮に入れ、特別会期として四月五日～二日に開催された。今回審査が行なわれたのは、パキスタン、ブルキナファソ、フランス、ヨルダン、チリ、ノルウェーの六か国である。

今回は、これまでの会期に比べて委員会の作業方法に大きな進展が見られた。そのため、通常のように国ごとに審査のポイントを紹介するのではなく、どのような点が改善されたかを中心に報告することとした。

一、審査方法の改善

前会期と比べて改善が見られた第一の点は、第五会期では一国会あたり二会合(二会台半(一会合は三時間))に減らされた審査時間が従来の三会合に回復したことである。これだけ豊富な内容を持つ条約の実施状況を六時間七時間半で審査するのではいかにも中途半端な印象がぬぐえず、少なくとも第一回報告書については九時間が最低限度確保すべき時間数と言えよう。

しかし、それでも重要な問題をかろうじてカバーできるだけで、すべての領域について充分な検討を加えること

はとてもできない。その欠点を補うために、委員会は政府から提出される文書回答をフルに利用するようになった。これが第二の改善点である。

委員会は、政府報告を審査するに当たって予備審査を行ない、事前に三〇～六〇問からなる質問票をあらかじめ政府に送付することになっている。そして、政府代表を招いて本審査を行なう前にあらかじめ文書回答を提出するよう要請し、本審査の場でいちいち回答を読み上げさせる手続を省くようになった。これにより、実質的な質疑応答に割ける時間が飛躍的に増え、そのぶん充実した審査が可能になっている。

しかし、問題点もいくつかある。ひとつは、文書回答が基本的に一か国語でしか提出されず、委員によつては回答内容を理解できない者が出てくることである。しかしこの点については、その言葉がわかる委員に簡単に説明をしてもらうなり、とくに関心のある質問については政府代表に回答の要約をしてもらうなりしてクリアできる。

重大なのは、文書回答が事実上公開されていないことである。政府報告および議事要録は委員会の作業言語(英語・フランス語・スペイン語)に翻訳されて公開されるが、文書回答は予算

の関係からそういう手続がとられていない。委員会が依拠する報告制度において公開性は重要な要素であり、政府と委員会との対話の一環をなす文書回答が公開されないのではその基本精神が損なわれてしまう。チリの場合は、委員会から正式に要請が出されて例外的に文書回答も国連文書として公にすることにされたが、他の国についても同様の扱いが必要である。

第三に、これは改善点とはいいがたいかもしれないが、第六会期で比較的效率のよい報告審査が行なえたのは、皮肉にも、出席していた委員の人数が少なかったためだと言つことが出来る。

委員会は一〇人の委員から構成されているが、今会期については、特別会期ということもあってか、最初の二週間は委員が七人しかいないという状況が続いた。そのためにかえって議論が拡散せず、焦点を絞ったやりとりが可能になったのである。ある委員も、九人の委員が参加したノルウェーの報告審査は「人数が多くなったので散漫になってしまった」とこぼしていた。

いたずらに人数を増やすことが委員会の作業の効率化につながるわけではないことを証明する結果であり、場合によっては委員会を二つの小チームに分けるなどのやり方もありうるのではないかと思つた次第である。

なお今会期は、ヨルダンの報告審査の際に、政府代表とともにNGOの代表が登場して発言するという初の試み

が行なわれた。国連専門機関でさえ、ルワンダ（第四会期）の報告審査の際にユネスコが発言した例があるのみにいうことを考えれば、これはきわめて異例である。

しかし、この試みは率直に言つて失敗に終わった。政府代表とNGOの意見が対立し、論点がいらずに拡大するのみで議論が煮詰まらなかったためである。やはり、報告審査の場においてはNGOは裏方（あらかじめカウンタレポートを提出する、あるいは審査の途中で委員にメモを渡す）に徹するのがよいようだ。

二、解釈面での進展

第六会期では条約の解釈についても一定の進展が見られた。

ひとつは条約広報義務（第四二条）の内容に関するものである。委員会は、条約広報義務の内容として、これまで学校カリキュラムの改定（条約について生徒に教えることを目的としたもの）や関係職員の研修などを挙げてきたが、今会期からは新たに議会（立法府）に対する広報・啓発活動も重視するようになった。

その重要性がとくに際立ったのはチリの場合である。同国では、子どもの権利に重点を置いた少年法の改正案が議会に提出されたのだが、「こういう法律ができる」と少年犯罪が増えてしまった」という感情論に押されて否決されてしまったのである。これに対し、あ

る委員は、「条約第三条（子どもの最善の利益）に照らして必要な立法を行なうように」と、議会にメッセージを送りたい」とのコメントを行なった。報告審査はあくまで委員会と政府との対話の場というのが基本であり、これも異例の対応と言つことができる。

条文の解釈について政府が議会に意見を押しつけることは不可能だろうが、たとえば子どもの権利委員会で交わされている議論を議会の場に報告するなどして議員を啓発していくことは、日本でも重要な課題であると思われる。

そのほか、めずらしく特定の条文についての解釈論議が委員会と政府代表との間に交わされる一幕もあった。

ひとつは、フランスが第三〇条（マイノリティの権利）に付した留保をめぐりやりとりである。フランスが「わが国では平等が法の大原則であり、特定のグループに特別な地位を与えることはできない」と留保の理由を説明したのに対し、委員会は「第三〇条は貴国が理解するように集団的権利について定めたのではなく、あくまでも個人の権利である」と主張したが、議論は平行線をたどった。この点、法律論議に時間をかけるのではなく、同国におけるマイノリティの実態を踏まえ、留保が現実にはマイノリティの子どもたちに悪影響を与えていないかどうかを質す方が効果的だったようにも思われる。

もうひとつは、人工授精で精子を提供した男性の素性が、その人工授精に

よって生まれた子ども本人にも明らかにされないという問題である。この点が、第七条の「親を知る権利」との関連で条約と矛盾するのではないかと指摘が行なわれた。

しかし、指摘を受けたノルウェー・フランス両国とも、「第七条には『できるかぎり』との限定が付されており、条約には矛盾しない」と反論。委員会は「子どもの利益よりも親の利益の方が優先されているのではないか」と反撃したが、両国とも譲らなかつた。

委員会は、意見の分かれる問題について説得力のある解釈論を展開できる段階にまだ達していないけれども、個別条項についてこうした議論が交わされるようになったことは、今後条約の内容を詰めていく一歩を踏み出したことになり、今後に期待が持てる。

* *

なお、現在の委員会の構成は、来年（一九九五年）一月末の選挙で大幅に入れ代わる見込みである。一〇人の委員のうち五人が改選される予定であり、委員会では指導的な役割を果たしてきたハマバーク委員（スウェーデン出身）も再選の可能性は薄いとされる。その意味で、第七会期（今年九月二六日～一〇月一四日）と第八会期（来年一月）はこの四年間の総決算が行なわれる記念すべき会期となろう。その傍聴報告をいずれまたお届けしたい。

（平野裕二）

『子どもの権利法』について

笹 沼 弘 志

(都立商科短大非常勤講師)

一九九一年八月ソ連のクーデターと連邦崩壊により独立国家となったベラルーシ共和国は、昨年一月一九日、子どもの諸権利に関する法律を制定した。

ベラルーシ共和国「子どもの権利法」の構成は「前文、第一章総則、第二章子どもと家族、第三章子どもと社会、第四章不利な立場や極度に困難な状況に置かれている子どもの法的地位」を定めており、基本的に子どもの権利条約の精神に則ったものといえる。

この法律の第一の意義は、なによりもまず独立の体系的な効力ある「法律」により「子どもの権利」保障を行なおうとした点にある。また特別の「子どもの権利保護機関」(中央・地方議会付設機関、検察機関、裁判所)による権利保障も定められている。法違反行為に対する法的制裁措置を取ることも定められており、子どもの権利保障における実効性確保が図られている。

ところで、この法律は、旧ソ連の伝統的要素の継承や、ベラルーシの独立、「民族」の復権などといった政治状況の影響が色濃く反映されたものともなっている。まず、旧ソ連の影響としては「子どもの自由権」や「手続的権利」の保障よりも、教育や養育など国家による子ども保護政策を重視している点があげられる。「独立」に関わるものとしては、前文などでソ連時代に希薄化しつつあった民族の文化・伝統の重視があげられよう。

しかし、この法律における最大の問題点の一つは、子どもの権利委員会でも取り上げられた、「子どもの政治団体の禁止」(二三条)であろう。これはもちろん条約違反の疑いのあるものだが、旧ソ連社会主義体制の解体と

いう大状況を踏まえて考えねばならないものである。旧ソ連においては全政治活動が共産党のヘゲモニー下であり、青少年の政治活動もコムソモールやピオネルなどにより支配されてきた。政治団体の禁止はこうした共産党系団体による政治支配を否定し、政治・社会活動の自由を実現しようとした九一年のロシア大統領令の精神を継承した側面もあるのではないかと思われる。だが、共産党支配崩壊後二年を経過している時点で、こうした禁止規定が必要とされるのか疑問もあり、これ

が恒常化されるようでは、やはり子どもの政治活動の自由を厳しく制限するものと非難されざるをえないだろう。

このようにベラルーシ共和国の「子どもの権利法」はきわめて特殊なものであり、ただちに日本における立法のモデルとなるようなものではない。しかし、子どもの権利保障のため国内法を整備し、権利保障のための実効ある措置をいち早くとりうとした姿勢は大いに評価すべきであろう。

回 会
4
第 総批准の年に
ネットワークの拡大を

五月五日午後、第四回総会が約五〇人の参加者のもと開かれました。一〇代の参加者から、「おとなはもっと元気をだして」と励まされての総会でした。そこで決まったことを以下に略述します。

1 子どもの意見表明権・参加のネットワークづくりを

子どもとおとながパートナーとして交流し連帯していく場になるように、とくに子どもが意見を自由に表明でき、それが尊重されるような社会をめざして、意見表明・参加に関

2 コピイサーブスによる情報提供とニュースレターの充実

するネットワークづくりをすすめます。従来の「例会」でも、この点の学習・交流を積極的に行なっています。

条約の実施と普及を目的とした資料情報センターとしての活動をすすめるために、今年から、できる範囲で、条約に関する資料の会員向けのコピイサーブスを始めます。また、ニュースレターでは、とくに、自治体レベル

編集後記

◆5月20日付の文部省事務次官通知(本号3頁参照)に象徴される文部省の姿勢には、これほどまでかと驚きを禁じませんでした。単に条約の実施に消極的なだけならまだしも、文字通り反動的な対応としか言いようがありません。ぜひどこかで全文を見ていただきたいものですが、きわめて明晰な言葉遣いで子どもの権利を認めている条約を前に、こういう文字通りの屁理屈で子どもたちを納得させられると本気で思っているのでしょうか。白を黒を言いくるめて恥じない人々が日本の教育を司っているのですから暗澹たる気分にもなるというものです。◆しかし、子どもたちを前にして「文部省がこうだから……」という言い訳は通用しません。発効をきっかけに条約への関心もあらためて高まっています。弱々しくも確実に吹いているこの追い風を背にどこまで進んでいけるか、私たち市民一人ひとりが問われています。

(平野)

『子どもの権利条約』No.14

1994年6月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前11時~午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷



批准後を想定してつくられたネットワークがその本来の活動ができるように、会員の拡大や財政基盤の確立など組織的な面での体制づくりをすすめます。そのため、従来顧問であった永井憲一さん(法政大学教授)、監査であった津田玄児さん(弁護士)にネットワークの「顔」として代表委員になっていただき

4 喜多明人・津田玄児・永井憲一 各氏が代表委員に

資料情報センター活動の一環として、今年もフォーラム94のために中心的な役割を果たしていきます。そのなかで、『子どもの権利条約白書』(仮称)の作成準備を関係者とともに始めます。

3 子どもの権利条約フォーラム94 の成功にむけて

でのとりくみ、子どもの意見や動きなどを特集等で伝えていきます。子ども関係のマスメディアとの連携もすすめます。

監査
坪井節子

代表委員
喜多明人、津田玄児、永井憲一

運営委員
赤池悦子、荒牧重人、入沢充、勝本浩司、神崎里美、許斐有、佐藤治、島ノ江一彦、杉本啓子、関根玲子、武内暁、田中尚代、戸田真理子、中田朋子、平野裕二、藤木武夫、堀一郎、万年山えつ子、好光紀、吉峯康博、和田洋子

(傍線は事務局員)

(事務局長は荒牧重人)

一九九四年度役員

ました。また、各地域・分野で活躍されている人に「ネットワーク委員」になっていただき、情報の収集・提供、ネットワークの広報をすすめていきます。

(荒牧重人)

解説 子どもの 権利条約

永井憲一・寺脇隆夫/編
批准・発効を迎えた同条約の内容と意義、国内に実施する際の問題点をやさしく解説する。
定価1300円

子どもの 人権新時代

津田玄児/編著
子どもの権利を守るために闘ってきた編者の論考を中心に、共に活動した14名の弁護士が執筆。
定価2781円

170
東京都豊島区
南大塚3-10-10



日本評論社

電(03)
3987-8621
電(03)
3987-8590

季刊教育法

97号

臨時増刊号

子どもの権利条約

学習の手引

批准後の日本の課題、国際的動向・文献・資料で権利条約のすべてを解説。条約全文(英文他)、政府答弁、各国の動き、自治体の動向等を収録 定価2,000円

ぼくらの権利条約

●喜多明人・立正大学喜多ゼミナール共編
権利条約をやさしく紹介 定価1,500円

新時代の子どもの権利

日本の教育と子どもの権利条約
●喜多明人著 定価1,500円

エイデル研究所

東京都千代田区五反田12
(Fミール五反田1-021)
電102 電話03(3234)4641